平成２７年（フ）第１７０５号
大阪府吹田市南金田２丁目21番10―201号
債務者　清川　陽一
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７２３号
大阪市平野区長吉六反５丁目４番33―303号
債務者　山中象二郎
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４号
新潟県柏崎市三島町21番４号
債務者　山本　真也
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡丁3377番地町営Ｃ棟
債務者　桑原　茂子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
福岡県京都郡みやこ町彦徳882番地４　西甲塚団地020棟294号、住民票上の住所福岡県京都郡みやこ町豊津1380番地11
債務者　小峠　和江
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
さいたま市見沼区東大宮３丁目６番地４　大宮砂団地30―602
債務者　海原みつ子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２４５号
埼玉県川口市芝新町11番７―706号　ＳＵＮＭＡＬＬ蕨
債務者　佐竹　　統
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３２８号
さいたま市中央区鈴谷６丁目１番16号、旧住所さいたま市中央区本町東３丁目３番５―303号
債務者　浦口　　純
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
千葉県香取郡東庄町笹川ろ994番地12
債務者　山口　　亘
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第３８２号
札幌市東区北17条東20丁目２番23号　ソワレ・ド・メゾン103号
債務者　戸田　譲二
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８３号
札幌市東区北18条東12丁目２番７号　アークコート北18条Ⅳ202号
債務者　原田ひろみ
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１２号
札幌市清田区里塚３条５丁目８番５号
債務者　柳本　紫機
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１３号
札幌市清田区里塚３条５丁目８番５号
債務者　柳本　朋子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２６号
札幌市中央区南14条西19丁目２番30―301号
債務者　西沢　　史（旧姓濱中）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５２号
札幌市厚別区厚別中央１条７丁目15番１―301号
債務者　佐藤まゆみ
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２２号
札幌市南区澄川６条６丁目８番５号
債務者　垣原　徳彰
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３３号
札幌市白石区菊水１条１丁目３番14―205号
債務者　横江　　惠
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部